

第1章 収集・活用等の必要性及び現状

(ガイドライン P2~)

1節 収集・活用等の必要性

○東日本大震災津波による震災津波関連資料は、今回の未曾有の大災害を後世に伝えていくための貴重な歴史的資料であり、情報発信を行う上でも重要。○一方、各地域に残っている資料の散逸が進む中で、これらの資料を早急に収集し、適切に整理・保存・活用しくみづくりが求められている。

2節 収集・活用等の現状

自治体ごとに多少の差異があるものの、ある程度進んでいる状況。(一部の市町村や民間等がデジタルアーカイブを構築)

第2章 収集・活用等の課題及び対応の方向性等

(ガイドライン P7~)

1節 震災津波関連資料の定義

岩手県における震災津波関連資料とは、アナログ記録、デジタル記録、物体(遺物、遺構)を指す。

2節 収集・活用等の課題と対応の方向性

○収集・活用等における課題とその方向性について、以下の5つを提起。

【課題1】収集・活用等の目的の明確化

【対応の方向性】

以下の3つの観点に立った収集・活用を進める。

- ① 防災 ② 教育 ③ 交流人口

【課題2】震災津波関連資料データの共有化

【対応の方向性】

- ① 収集・活用等に係るガイドラインの作成 ② デジタルアーカイブの構築

【課題3】震災津波伝承施設の設定

【対応の方向性】

- ① 県内沿岸地域全体の被災・復興状況を伝承する施設の設定 ② 震災津波伝承施設同士の連携

【課題4】資料に係る関係機関との連携

【対応の方向性】

- ① 外部機関や支援団体からの資料収集 ② NPO等支援団体等との連携した情報発信

【課題5】普及活動

【対応の方向性】防災教育や伝承活動などの取組を紹介する講演会や研修会、ワークショップ等を開催

第3章 収集・活用等の体制

(ガイドライン P13~)

○県の推進体制

- ・全県的な取組の推進 ② 全庁的(又は部局横断的)な取組の推進

○市町村や関係機関との連携

- ・県・市町村連絡会議の設置による市町村との一体的な取組の推進 ② NPOや地域団体等との連携による取組の推進

○本ガイドラインのもと、計画的な取組を推進する

第4章 収集・活用等プロセス

各プロセスの方針等

2節 事業計画策定 (ガイドライン P18~)

- 事業全体の目的や意義、スケジュール、具体的内容等を盛り込んだ事業計画を策定 ○関連機関や外部機関に事業計画を示し、理解や協力を依頼 ○事業計画の策定に当たり、事前ヒアリングやアンケートを実施することが望ましい。

3節 所在調査 (ガイドライン P19~)

- 所在調査は、収集作業を進めるための基礎資料となる ○所在情報は、今後の震災津波関連の調査研究など、非常に貴重な情報源になる ○対象機関ごとに、保有する資料の資料種別、資料名、資料形態、数量、保管先、権利処理区分等を調査し、把握しておくことが望ましい。

4節 権利処理 (ガイドライン P20~)

- 権利処理とは著作権等の利用の際、相手の了解を得たり、利用する権利を設定してもらったり、権利そのものを譲り受ける等、相手の権利を侵害しない状態にすること ○資料を幅広く収集し、活用するため、権利処理は必要不可欠な法的な手続 ○権利処理は大きく分けて以下の2種類がある。 ①資料の収集時、所有者等の権利者から「許諾書」を用いて著作権等の許諾を得る ②公開した資料をエンドユーザーが利用する際に「利用規約」を用いて利用を許諾する

5節 収集 (ガイドライン P26~)

- 収集は、財源や人的資源に限られる中、効果的、効率的に進める ○①主体(誰が)、②収集対象(どこから)、③収集内容(何を)、④方法(どのように)、⑤利用目的(何のために)などの方針を定めて取り組むこと ○県は、県及び市町村が保有する資料を先行収集する ○県は、震災以前からH30年度の期間を目安に、震災直後の資料を重点的に収集 ○収集範囲は、県・沿岸部市町村については地域防災計画、復興計画に位置付けられた事業等に関して収集 内陸部市町村については地震被害及び後方支援に関連する事業等に関して収集

6節 整理・分類 (ガイドライン P33~)

- 収集した資料や、資料を説明する情報(メタデータ)を整理、分類する ○資料を収集する前に整理・分類の基準を予め決めておく ○検索用のキーワードをメタデータとして付与することで、情報資源を効率的に検索可能 ○デジタル記録の場合、フォーマットの情報をメタデータとして記録することで、再生方法を識別

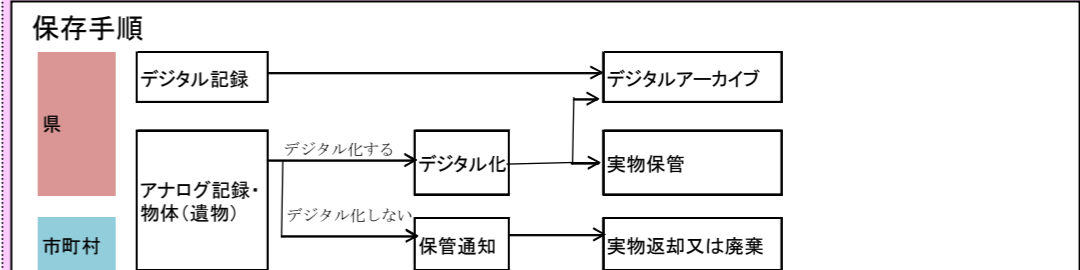
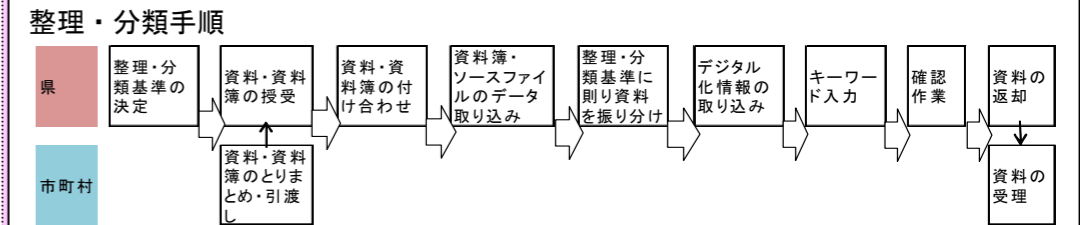
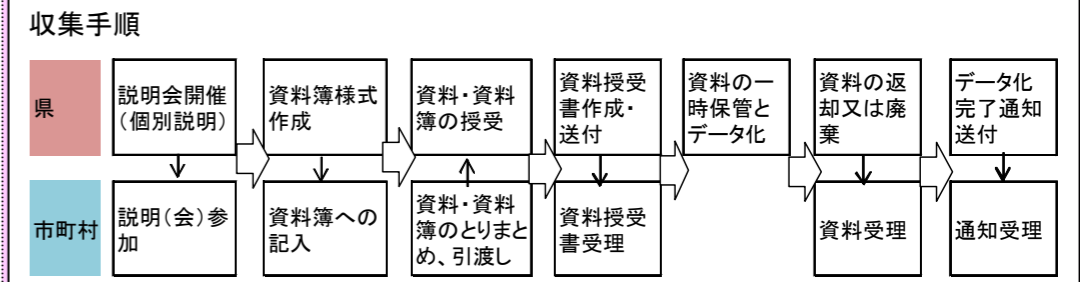
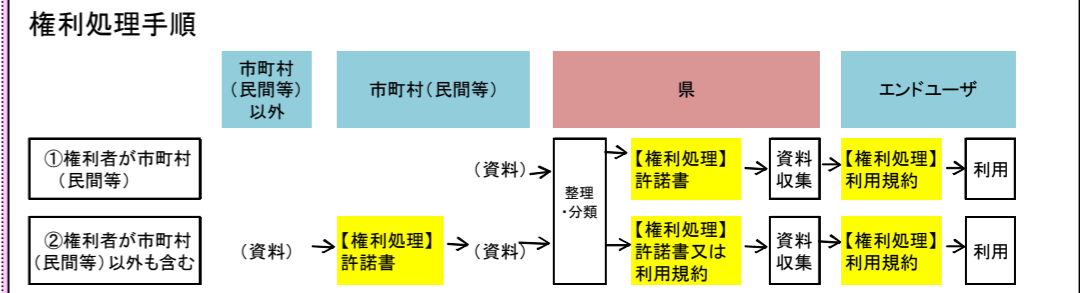
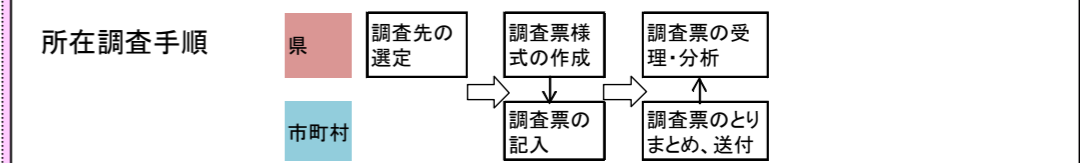
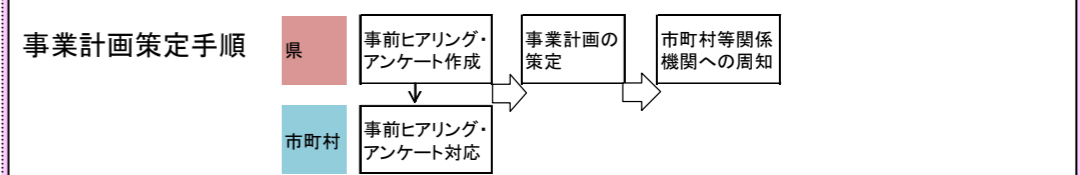
7節 保存 (ガイドライン P36~)

- 県の書籍、刊行物等については県立図書館、遺物については県立博物館等関係機関との役割分担を整理し、適切に保存管理 ○県は、市町村が所有する資料についても、県と同様に保存期間満了後に廃棄処分としないで、当面、適切に保存するように要請

8節 活用 (ガイドライン P38~)

- 収集した震災津波関連資料は、収集者視点ではなく、実際に使う利用者の視点に立った上で、デジタルアーカイブ並びに震災津波伝承施設での活用等を中心に、防災、教育、交流人口の3つの観点に即した活用を進めていく。

県と市町村等の役割



- 活用方策 県・市町村
- ・県が構築するデジタルアーカイブ(保存管理・情報発信機能を併せ持つ目的型アーカイブ)での活用
 - ・震災津波伝承施設での活用(市町村施設との連携)
 - ・その他、県内の公共施設への展示・イベントへの出展、復興教育の副読本作成、広報物等への活用等